

「部活動の地域展開」についてのお知らせ

No. 4
令和7年10月
佐伯市教育委員会

○部活動の地域展開について

「部活動の地域展開」は、これまで学校教育で行ってきた部活動を、地域と連携し、地域で行われる活動へと移行・展開する改革です。佐伯市では、国のガイドライン(令和4年12月/スポーツ庁・文化庁)及び県の方針(令和5年3月/大分県教育委員会)に基づき、令和5年4月に「佐伯市立中学校における『休日の部活動の段階的な地域移行』に関する方針」を策定しました。そして、休日の部活動の地域展開を令和7年度末までに完了することを目指し、中学生の活動の受け皿となる地域クラブ活動の設立と移行を中心に取組を進めてきました。

令和8年度からは、全ての中学校において休日の部活動を行わず、希望する中学生が新しい環境に参加できるように、引き続き各スポーツ・文化芸術団体や各校・各部活動の保護者会のご協力をいただきながら、体制整備に取り組んで参ります。

※【「地域移行」から「地域展開」へ】

令和7年5月、国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による「最終とりまとめ」が出されました。その中で、「①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。」というコンセプトを共有するため、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することが示されました。本市でもこの取組を地域の多様な関係者とともに進めていくために、今後は呼び方を「地域展開」に統一して扱っていきます。

○地域展開イメージ図



○令和8年度からの中学生の活動について

平日	休日
学校に設置、募集されている 部活動に参加	(各団体が設立した) 地域クラブ活動 (※別紙一覧参照)
地域クラブ活動に参加	
部活動・地域クラブ活動の 両方に参加	保護者会運営型 地域クラブ活動
部活動や地域クラブ活動に 参加しない	地域クラブ活動に参加しない (塾や習い事、趣味や家庭での時間に休日を活用)

平日の活動、休日の活動をそれぞれどのようにしていくかは、子どもと保護者で相談の上、選択していくことになります。

部活動の地域展開、地域クラブ活動に関するお問い合わせは
佐伯市教育委員会 学校教育課 (担当:小野) 0972-22-4670

保護者会運営型地域クラブ活動について(中学校部活動生の保護者の方へ)

○保護者会運営型の地域クラブ活動とは

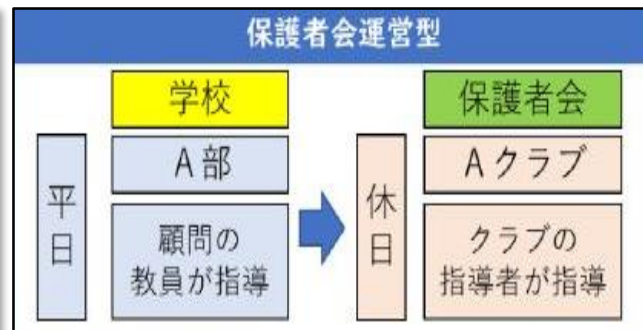
保護者会運営型のクラブは、休日の活動（練習、練習試合、協会・連盟主催の大会等）を、平日の部活動のメンバーのまま行うことを目的(※1)として、保護者会が設立・運営するものです。

指導や引率については、部活動の顧問教員に代わる指導者が必要となります。

また、中体連が主催する大会（市総体・県総体・市新人戦・県新人戦）への参加は、学校部活動としてエントリーすることが基本(※2)となります。

※1 クラブの運営方針によっては、休日の活動に他校の生徒を受け入れることも考えられます。

※2 中体連が定める条件を満たすことによって、クラブで中体連主催大会にエントリーすることもできます。



○保護者会運営型地域クラブ活動を設立するには(手順)

○保護者会による相談、学校(部活動顧問)との確認
(R8年度からの休日の活動をどのようにするか)

保護者会運営型クラブを立ち上げる

① 保護者会の代表者 ⇒ 佐伯市教育委員会担当へ連絡

担当：学校教育課 小野(22-4670) 秋元コーディネーター (22-4200)

② 教育委員会担当との面談

- ・手続きの説明、指導者について、その他相談事項
- ・申請書類の送付

面談以降も随時相談を受け付けます。

③ 申請書類の作成(申請書・認定要件確認書・クラブ規約)
⇒教育委員会担当(小野)へ提出

④ 教育委員会内での申請内容確認
⇒認定(認定証の交付)

申請内容の確認や、修正依頼のため、代表者に連絡することがあります。

○指導者の確保について

- ・保護者会が独自に、指導にあたっていただける地域の方に依頼し、指導者として申請することが可能です。
- ・指導者が見つからない場合は、教育委員会担当までご相談ください。人材バンクシステムを活用し、その種目の指導ができる方を紹介します。
- ・休日のクラブ活動の指導を希望する教職員についても、人材バンクに登録された方を紹介することになります。